

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請及び核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請の予定に係る面談

2. 日時: 令和3年4月19日(月)13時30分～15時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 保安管理部 施設安全課 技術副主幹 他14名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)より、原子力科学研究所において今後予定している、核燃料物質使用変更許可申請及び保安規定変更認可申請の内容について、以下の説明を受けた。

① 核燃料物質使用変更許可申請について

1) バックエンド研究施設

○TRU廃棄物処分に関する研究開発において、使用設備として放射能測定装置を追加する。

○使用施設のうち、原子炉施設との共用施設である施設については、共用施設であることを明確にする。

2) プルトニウム研究1棟

○政令第41条非該当施設¹への変更に伴う使用設備の記載の削除。

○使用を終了したグローブボックス等について、維持管理する設備へ変更する。

3) 第4研究棟

○1F燃料デブリを使用するため、使用目的及び方法を変更するとともに、1F燃料デブリの使用設備及び貯蔵設備を定める。

○保健物理に関する研究等の実験計画へ対応するため、使用設備として液

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない施設

体シンチレーションカウンタ等を追加する。

4) JRR-3実験利用棟(第2棟)

○使用設備のうち、 γ 線スペクトロメータ等の使用を終了し、撤去する。

5) 再処理特別研究棟について

○残存するグローブボックス及びフードを解体撤去する。

○今後、核燃料物質は貯蔵しないため、貯蔵設備の最大収納量をゼログラムに変更する。

② 保安規定変更認可申請について

○令和3年3月30日付けで変更許可を得た、JRR-3の中性子散乱実験用貯蔵箱の設置場所を図面上で明記すること、及び当該貯蔵箱で貯蔵する核燃料物質の貯蔵量を記載する等の変更

○プルトニウム研究1棟が政令第41条非該当施設へ変更となるため、プルトニウム研究1棟に係る規定を削除する変更

(2) 原子力規制庁からは、主に以下の点を伝えた。

○バックエンド研究施設における変更内容のうち、分析室(I)等の使用施設を原子炉施設との共用施設とすることについては、バックエンド研究施設の既許可における他施設との共用施設の適合性に係る記載を確認すること。

○再処理特別研究棟における廃止措置は長期にわたることから、廃止措置の全体工程を示し、その中で今回の変更申請で行う設備の解体撤去がどの段階なのかを示すこと。

(3) 原子力機構からは、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請及び核燃料物質使用施設等保安規定の予定について